

# 府中市介護支援専門員実務研修等受講費助成金交付要綱

令和6年10月30日

要綱第96号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所における介護人材の確保及び定着を促進し、もって市内における安定した介護サービスの提供を図るため、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の受講に要した費用に対し、府中市介護支援専門員実務研修等受講費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護サービスを提供する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護支援専門員実務研修 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。
- (3) 介護支援専門員再研修 法第69条の7第2項に規定する都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。
- (4) 介護支援専門員更新研修 法第69条の8第2項に規定する都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。
- (5) 介護支援専門員現任研修 法第69条の8第2項ただし書に規定する都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修をいう。
- (6) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。
- (7) 主任介護支援専門員更新研修 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

(助成対象となる研修)

第3条 助成金の交付の対象となる研修（以下「助成対象研修」という。）は、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修とする。

(助成対象者等)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（次条第2項において「申請者」という。）は、助成対象研修を修了した後、申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 修了証明書の写しその他の助成対象研修を受講し、かつ、修了したことが確認できる書類
- (2) 領収書の写しその他の助成対象研修の受講に係る費用の支払が確認できる書類
- (3) 市内の介護サービス事業所における就業状況が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに市長に対し、請求書により助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を行った助成決定

者に対し、助成金を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 助成決定者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、変更届に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(延滞金)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じた場合において、助成決定者が当該命令に係る助成金を期限までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(違約加算金)

第12条 市長は、第10条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成決定者に対し、当該命令に係る助成金の受領の日（助成金が複数回に分けて交付された場合にあっては、当該命令に係るそれぞれの助成金の受領の日）から返還の日までの日数に応じ、当該助成額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、当該返還した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させ

るものとする。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成決定者の納付した額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、当該納付した額は、当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(様式)

第13条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

付 則 (令和7年3月27日要綱第45号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条)

#### 助成対象者、助成対象経費及び助成金の額

研修の区分	助成対象者	助成対象 経費	助成金の額
介護支援専門員実務研修	次に掲げる全ての要件を満たす者又はその者を雇用する介護サービス事業所(市長が指定する介護サービスを提供する事業所又は施設に限る。以下この表において同じ。)若しくはその運営者 (1) 法第69条の2第1項の規定に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了し、かつ、都道府県知事の登録を受けていること。	介護支援専門員実務研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する教育訓練給付金その他介護支援専門員実務研修の受講料に対する他の団体による補助金等の支給を

	<p>(2) 介護支援専門員実務研修を修了した日から 1 年以上経過していないこと。</p> <p>(3) 第 1 号の登録後 1 年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p> <p>(4) 第 5 条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3 年以上継続して就労する見込みがあること。</p>		受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額)
介護支援専門員再研修	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者又はその者を雇用する介護サービス事業所若しくはその運営者</p> <p>(1) 法第 69 条の 7 第 2 項に規定する介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）の交付を受けるため、施行規則第 113 条の 16 第 1 項に規定する再研修を修了し、かつ、専門員証の交付を受けた者であること。</p> <p>(2) 介護支援専門員再研修を修了した日から 1 年以上経過していないこと。</p>	介護支援専門員再研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額（雇用保険法に規定する教育訓練給付金その他介護支援専門員再研修の受講料に対する他の団体による補助金等の支給を受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額）

	<p>(3) 専門員証の交付後 1 年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p> <p>(4) 第 5 条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3 年以上継続して就労する見込みがあること。</p>		
介護支援専門員更新研修	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者又はその者を雇用する介護サービス事業所若しくはその運営者</p> <p>(1) 法第 69 条の 8 第 2 項に規定する専門員証の有効期間の更新を受けるため、同項に規定する更新研修を修了し、かつ、専門員証の交付を受けた者であること。</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修を修了した日から 1 年以上経過していないこと。</p> <p>(3) 専門員証の交付後 1 年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p>	介護支援専門員更新研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額（雇用保険法に規定する教育訓練給付金その他介護支援専門員更新研修の受講料に対する他の団体による補助金等の支給を受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額）

	(4) 第5条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3年以上継続して就労する見込みがあること。		
介護支援専門員現任研修	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者又はその者を雇用する介護サービス事業所若しくはその運営者</p> <p>(1) 法第69条の8第2項ただし書に規定する都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修を修了し、かつ、専門員証の交付を受けた者であること。</p> <p>(2) 介護支援専門員現任研修を修了した日から1年以上経過していないこと。</p> <p>(3) 専門員証の交付後1年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p> <p>(4) 第5条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3年以上継続して就労する見込みがあること。</p>	介護支援専門員現任研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額（雇用保険法に規定する教育訓練給付金その他介護支援専門員現任研修の受講料に対する他の団体による補助金等の支給を受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額）

	見込みがあること。		
主任介護支援専門員研修	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者又はその者を雇用する介護サービス事業所若しくはその運営者</p> <p>(1) 主任介護支援専門員研修を修了した日から 1 年以上経過していないこと。</p> <p>(2) 主任介護支援専門員研修の修了後 1 年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p> <p>(3) 第 5 条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3 年以上継続して就労する見込みがあること。</p>	主任介護支援専門員研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額（雇用保険法に規定する教育訓練給付金その他主任介護支援専門員研修の受講料に対する他の団体による補助金等の支給を受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額）
主任介護支援専門員更新研修	<p>次に掲げる全ての要件を満たす主任介護支援専門員更新研修の修了者又はその者を雇用する介護サービス事業所若しくはその運営者</p> <p>(1) 主任介護支援専門員更新研修を修了した日から 1 年以上経過していないこと。</p> <p>(2) 主任介護支援専門員更新研</p>	主任介護支援専門員更新研修の受講料	左欄に規定する助成対象経費の額（雇用保険法に規定する教育訓練給付金その他主任介護支援専門員更新研修の受講料に対する他の団体によ

	<p>修の修了後 1 年以内に、市内の介護サービス事業所において、介護支援専門員として就労を開始していること。</p> <p>(3) 第 5 条の規定による申請をした日において、介護支援専門員として市内の介護サービス事業所で就労していること、かつ、3 年以上継続して就労する見込みがあること</p>	<p>る補助金等の支給を受ける場合にあっては、当該支給額を差し引いた額)</p>
--	---	--